

# 久喜市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない  
久喜市を目指して～

<概要版>

平成31年3月  
久喜市

# I 計画の概要

---

## ■ 計画策定の趣旨

- 平成18年（2006年）に自殺対策基本法が制定され、国を挙げて自殺対策を総合的に推進するようになってから、我が国の自殺者数は年々減少傾向にあります。しかしながら、主要先進7か国の中で我が国は自殺死亡率が最も高く、自殺による死亡者数が毎年2万人を超え続けているなど高い水準で推移している状況にあります。
- 本市では、国や県の動向を踏まえ、平成21年度（2009年度）より対策を講じてきましたが、引き続き、自殺対策をより一層、総合的に推進するため、これまでの取り組みや基本法の改正等を踏まえ、本市における自殺対策計画を策定するものです。

## ■ 計画の位置づけ

- 本計画は、平成28年（2016年）に改正された自殺対策基本法に基づき、国が定めた「大綱」や埼玉県自殺対策計画を踏まえ、本市の自殺対策の基本的な方向や具体的な推進策をまとめたものです。
- 本市の総合振興計画の大綱の1つである「子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち」の実現に向けた、本市の自殺対策の基本となる計画です。
- 関連性の高い「第2次久喜市健康増進・食育推進計画」や「第2次地域福祉計画」等との整合性を保つとともに、その他の計画における各種施策及び事業と連携を図りながら自殺対策を総合的に推進します。

## ■ 計画の期間

- 本市ではこれらの国の動向及び第2次健康増進・食育推進計画及び地域福祉計画等の関連計画の終了時期を踏まえ、計画期間を平成31年度（2019年度）から2022年度までの4か年とします。
- ただし、国の動向や社会情勢の変化に配慮するとともに、施策の効果に対する評価を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行います。

## ■ 計画の数値目標

- 国は、大綱において、2026年までに、自殺死亡率を平成27年（2015年）と比べて10年間で30%以上減少させることとしています。
- 本市でも、こうした国全体の方向性を踏まえ、2026年までに、自殺死亡者数を平成27年（2015年）の24人（人口動態統計）と比べて30%減少させることを目標とします。

### <全体目標>

2022年の自殺死亡者数を19人以下とします。

## Ⅱ 久喜市における自殺の特徴

---

### ■ 重点的に取り組むべき対象や方向

- 本市の主な自殺の特徴からみると、失業や身体疾患を背景とした危機経路が比較的多いケースとなっており、「無職者」や「高齢者」への対応が求められています。
- ライフステージ別死因順位では、青年期・壮年期とも「自殺」が上位を占めていることから、青年期や壮年期での対策も求められています。

**対象：「子ども・若者」「生活困窮者」「無職者・失業者」「高齢者」**

- 背景にある主な自殺の危機経路をみると、失業や身体疾患、職場環境の変化からはじまり、様々な要因が連鎖して自殺に至っていることがわかります。NPO法人自殺対策支援「センターライフリンク」の「自殺実態1,000人調査」でも、自殺は平均すると4つの要因が複合的に連鎖して起きていること、それぞれの要因に対する各種の対策がすでに行われていることを指摘しています。
- 自殺対策における取組みについては、各関連機関との連携・協力体制の必要性が求められていることから、自殺予防段階の「相談支援」や「人材育成」、生きることの促進要因となる地域における「見守り・支え合い」といった取組みを特に重点的に進めていきます。
- 社会的孤立といった課題もあり、地域や人とのつながりや見守りといった周辺のサポートも求められています。

**取組みの方向：「相談支援」「人材育成」「見守り・支え合い」**

# Ⅲ 自殺対策における取組み

## ■ 施策の体系の考え方

○本計画において最終的に目指すものは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。そのためにはすべての市民がかけがえのない個人として尊重され、生きる力を基礎とし、生きがいや希望をもって暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因を解消するための支援と、それを支え促進するための環境の充実を図ります。

○本市では、これらの内容を加味し、「教育・啓発の推進」「相談・支援ネットワークとそれを支える人材育成」「いきいきと安心して暮らせる地域づくり」を基本的な柱とし、自殺対策を総合的に推進していきます。

基本的な柱	施策の方向性
(1) 教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民に対する広報活動・意識づくりの推進</li> <li>■ 教育分野との連携</li> </ul>
(2) 相談・支援ネットワークとそれを支える人材育成	<p>★<u>相談・支援のネットワークづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども家庭分野における相談支援体制</li> <li>■ 保健分野における相談・支援体制</li> <li>■ 障がい分野における相談・支援体制</li> <li>■ 高齢・介護分野における相談・支援体制</li> <li>■ 生活困窮者における相談・支援体制</li> <li>■ 人権や暮らし分野における相談・支援体制</li> </ul>
	<p>★<u>相談・支援を支える人材の育成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自殺対策を支える人材の育成</li> </ul>
(3) いきいきと安心して暮らせる地域づくり	<p>★<u>見守り・居場所づくりの取組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の見守り・居場所づくり</li> </ul>
	<p>★<u>生きがい・社会参加の取組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども家庭分野における生きがい・社会参加の促進</li> <li>■ 高齢者分野における生きがい・社会参加の促進</li> <li>■ 生活全般分野における生きがい・社会参加の促進</li> </ul>
	<p>★<u>経済的支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども家庭分野における経済的支援</li> <li>■ 生活全般分野における経済的支援</li> </ul>
	<p>★<u>事後対応への取組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自殺未遂者等への支援</li> <li>■ 遺された人への支援</li> </ul>

## ■ 施策の展開

### (1) 教育・啓発の推進

- すべての市民が、自殺に追い込まれるような危機は「誰にでも起こり得る危機」であるというこの理解を深めます。
- 自殺に追い込まれるような危機に陥った場合、誰かに援助を求めることができるよう、SOSの出し方を学び、市民一人ひとりの生きる力を伸ばします。
- 教育活動や広報活動等を通じて、自分の周りに注意を向け、見守り、声掛けをし、必要に応じて専門家につなぐ「ゲートキーパー」を増やし、安心して生きることができるやさしい地域づくりを目指します。
- 心の健康づくりや自殺予防に関する情報提供を積極的に行います。
- 「自殺予防週間（9月）」や「自殺対策強化月間（3月）」での啓発を関係部署と連携・協力し、全庁的に進めていきます。

#### 施策の方向

- 市民に対する広報活動・意識づくりの推進
- 教育分野との連携

### (2) 相談・支援のネットワークづくりとそれを支える人材育成

#### ★ 相談・支援のネットワークづくり

- 自殺対策は総合的に推進することが必要であることから、市民、関係団体、民間団体、企業、行政がそれぞれの果たすべき役割を共有し、相互の連携・協働の仕組みを構築していきます。
- 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業等と連携し、効果的な対策を進めていきます。
- 勤労世代の無職者・失業者は社会的孤立に陥りやすいため、包括的に支援していけるよう、多職種・多分野で支える当事者本位の支援体制に努めます。
- 保健・福祉分野を中心に、生活全般に関係する分野を対象とする事例検討を通じて、ネットワークづくりを進めていきます。

#### 施策の方向

- 子ども家庭分野における相談・支援体制
- 保健分野における相談・支援体制
- 障がい分野における相談・支援体制
- 高齢・介護分野における相談・支援体制
- 生活困窮者における相談・支援体制
- 人権や暮らし分野における相談・支援体制

★ 相談・支援を支える人材育成

○庁内の保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連する分野における相談担当職員等が自殺に関する早期の「気づき」に対応できるよう、情報共有を図るとともに、必要な研修の機会の確保等に努めます。

○地域における関係機関、関係団体、民間団体、専門家等の、相互連携・協力を図るため、顔の見える関係づくりに努めます。

<b>施策の方向</b>	<b>■ 自殺対策を支える人材の育成</b>
--------------	------------------------

(3) いきいきと安心して暮らせる地域づくり

★ 見守り・居場所づくりの取組み

○生きることの阻害要因を減らす取組みに加えて、生きることの促進要因を増やす取組みを推進します。

○社会的に孤立しやすい状況にある人に対する、地域の人々の見守活動や、地域における居場所づくり等を推進します。

<b>施策の方向</b>	<b>■ 地域の見守り・居場所づくり</b>
--------------	------------------------

★ 生きがい・社会参加の取組み

○自殺対策における生きることの促進要因を増やす取組みとして、生きがいづくりや社会参加を促進します。

<b>施策の方向</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども家庭分野における生きがい・社会参加の促進</li> <li>■ 高齢者分野における生きがい・社会参加の促進</li> <li>■ 生活全般分野における生きがい・社会参加の促進</li> </ul>
--------------	--

★ 経済的支援

○安心して暮らしていけるよう、広報や窓口を通じて、各分野における経済的支援について広く周知します。

<b>施策の方向</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども家庭分野における経済的支援</li> <li>■ 生活関連分野における経済的支援</li> </ul>
--------------	---

★ 事後対応への取組み

○自殺対策における事前対応や危機対応とともに、自殺未遂者や遺された人への支援に関する対策も重要です。

<b>施策の方向</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自殺未遂者等への支援</li> <li>■ 遺された人への支援</li> </ul>
--------------	---

## IV 計画の推進体制

---

### ■ 庁内の連携及び推進体制

- 本計画の推進に当たっては、久喜市自殺対策庁内連絡会議を開催し、部局を横断して連携を図りながら、総合的に施策を推進します。

### ■ 関係機関等との連携及び推進体制

- 健康増進・食育推進計画における「休養・こころの健康の分野」との整合を保つため、福祉・教育・保健・医療等の関係機関、学識経験者、公募市民を構成員とする「久喜市健康増進・食育推進会議」における意見を踏まえ、本計画を推進します。
- 「久喜市健康増進・食育推進会議」において、自殺対策に関する審議を行う場合は、必要に応じて、久喜市自殺対策庁内連絡会議委員や保健所、消防署等の外部関係者の会議への出席を求め、関係機関における人的ネットワークの構築を推進するとともに、それぞれの関係団体に応じた対策の普及など、きめ細やかな対策を検討します。

### ■ 点検・評価方法

- 自殺対策関連事業が効果的に実施されているかを検証・評価するため、健康増進・食育推進会議において、取組みの実績を毎年報告するとともに、着実に計画を進めていくために、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

### ■ 関係する法律や制度、計画との連携・協力

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、平成26年（2014年）1月に施行されました。久喜市では、子どもの貧困対策について、平成31年度（2019年度）に「子ども・子育て支援事業計画」に含めて策定することを検討しています。自殺の要因となり得る要素として、生活困窮や児童虐待への対応といった分野連携も必要であることから、子どもの貧困対策の計画との連携・協力を進めていきます。
- 全国の平成29年（2017年）の自殺者のうち、経済・生活が原因・動機としてあげられた者は約16%となっており、一つの大きな要因にもなっています。「地域福祉計画」に含まれる生活困窮者自立支援法に基づく支援と連携・協力していくことが重要となります。
- 「地域福祉活動計画」を担う久喜市社会福祉協議会では、総合相談やあんしん生活相談など行っており、さまざまな地域の相談拠点となっています。久喜市社会福祉協議会と連携・協力していくことも必要です。

**久喜市自殺対策計画**  
**～誰も自殺に追い込まれることのない久喜市を目指して～**  
**<概要版>**  
**平成31年3月**

発行：久喜市

編集：久喜市健康増進部健康医療課

住所：〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85-3

電話：0480-22-1111

FAX：0480-22-3319